

えにわっこ☆すこやかプランの変更点(現行計画 ⇒ 骨子案)

	第2期えにわっこ☆すこやかプラン【現行】 令和2年度～令和6年度(5年間)	第3期えにわっこ☆すこやかプラン【骨子案】 令和7年度～令和11年度(5年間)	備考
第 1 章	2 計画の位置づけ P2 ○第2期えにわっこ☆すこやかプラン ◆子ども・子育て支援事業計画 ◆次世代育成支援行動計画 ○こどもの貧困対策計画 ○恵庭市こどもの居場所づくりプラン(単独) ○恵庭市保育計画(単独)	2 計画の位置づけ P2～3 ○第3期えにわっこ☆すこやかプラン(市町村子ども計画) ◆子ども・子育て支援事業計画 ◆次世代育成支援行動計画 ◆こどもの貧困対策計画 ◆子ども・若者計画(新規) ◆恵庭市子どもの居場所づくりプラン ◆恵庭市保育計画	こども基本法第10条第5項の規定に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「その他必要な計画」を一体的に策定
	4 計画の対象 ○生まれる前から概ね18歳まで	4 計画の対象(新規) P4 ○生まれる前からおおむね18歳まで ○年齢に関わらず、心身の発達の課程にある者	従前の子供・若者育成支援推進大綱では30歳未満までとされ、施策によっては40歳未満も対象
	5 計画の策定体制と策定の経緯 P3 (1)計画の策定体制 ②アンケート調査の実施	5 計画の策定体制と策定の経緯 P5～6 (1)計画の策定体制 ②アンケート調査の実施	こども基本法第11条及び「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」
	○子ども・子育てに関するアンケート調査 ○子どもの生活実態調査	○子ども・子育てに関するアンケート調査 ※WEB 回答併用 ○子どもの生活実態調査 ○子ども・若者の意識や生活等に関する調査(新規) ※WEB 回答併用	を参考に、新たなアンケート調査を実施
	5 計画の策定体制と策定の経緯 P3 (1)計画の策定体制	5 計画の策定体制と策定の経緯 P5～6 (1)計画の策定体制	こども基本法第11条及び「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」
	なし	③こども・若者の意見徴収(新規) こども基本法第11条において、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者の意見を反映するために必要な措置を講じることとされています。恵庭市においては、以下のとおり、意見聴取を行いました。	を参考に、直接意見聴取を実施

	第2期えにわっこ☆すこやかプラン【現行】 令和2年度～令和6年度(5年間)	第3期えにわっこ☆すこやかプラン【骨子案】 令和7年度～令和11年度(5年間)	備考
第2章	3 こども・若者を取り巻く状況	3 こども・若者を取り巻く状況(新規) P15	こどもの貧困対策計画等を追加したことから、こども・若者の取り巻く状況や貧困等の統計データを追加
	なし	新規グラフの追加 ○生活保護世帯数と属性 ○児童扶養手当受給世帯数 ○就学援助受給者数 ○不登校児童生徒数 ○児童虐待種類別件数 ○各相談窓口相談件数	
	4 アンケート結果からみた子供を取り巻く状況 P19～	4 アンケート結果からみた子供を取り巻く状況 P19～	子ども・若者計画を新たに追加したことから、それに伴いアンケート調査を実施 グラフ等については情報量が多いため HP で公表予定
	(1)子ども・子育てに関するアンケート調査 (2)子どもの生活実態調査	(1)子ども・子育てに関するアンケート調査 (2)子どもの生活実態調査 (3)子ども・若者の意識や生活等に関する調査	
	5 こども・若者の意見聴取結果	5 こども・若者の意見聴取(新規) P26	「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」によりグループワーク等を用いて意見を聴く環境を整える
	なし	(1)こどもへの意見聴取 ○恵庭市立恵み野中学校 3年生(アンケート調査) (2)若者への意見聴取 ○北海道文教大学 人間科学部 こども発達学科 3年生(ワークショップ) (3)総括	
第3章	1 計画の基本的な方向 P52	1 基本理念 P29	基本理念は第1期・第2期計画を継承
	「かかわり・つながり・ひろがり大切に育てのまち えにわ」	「かかわり・つながり・ひろがり大切に育てのまち えにわ」	
	基本的な視点 P53	2 一体的に策定した計画の概要 P30	複数の計画を包含して策定していることから、それぞれの計画の概要等について体系的に説明
	○妊娠から子育てまで切れ目のない支援の視点 ○子どもの視点 ○社会全体で育成するという視点 ○ワーク・ライフ・バランスの実現という視点 ○次代を担う子どもの育成という視点	◆子ども・子育て支援事業計画 ◆次世代育成支援行動計画 ◆こどもの貧困対策計画 ◆子ども・若者計画(新規) ◆恵庭市こどもの居場所づくりプラン ◆恵庭市保育計画	

	第2期えにわっこ☆すこやかプラン【現行】 令和2年度～令和6年度(5年間)	第3期えにわっこ☆すこやかプラン【骨子案】 令和7年度～令和11年度(5年間)	備考
第 3 章	基本目標 P54 1 親子の健康の確保及び増進 2 子育て支援の充実 3 配慮を必要とする子ども・家庭への支援 4 仕事と家庭との両立の推進 5 豊かな心を育む教育環境の整備 6 子どもの安全と子育てしやすい生活環境の整備	3 基本目標 P31 1 こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの視点に立った育ちへの支援 2 ライフステージに応じた、こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援 3 こどもの安心・安全と子育てを支える地域づくり 4 貧困や格差を解消し、全てのこどもの育ちへの支援 5 子ども・若者の学びと自立への支援	第2期の基本目標をベースに、こども大綱や北海道の方針を勘案し、新たに加えた
	2 施策の体系 P56 妊娠から出産から子育てまで切れ目のない支援の充実 親と子のからだところの健康づくり 子育て支援サービスの充実 子育て支援のための環境づくり 子どもの居場所づくりの充実 乳幼児期の保育・教育の充実 子どもの権利を守るための環境整備 障がいや発達に心配のある子どもへの支援の充実 児童虐待の予防と早期対応の推進 ひとり親家庭への自立支援の推進 子どもの貧困対策の推進 男女共同参画社会の推進 子育てしやすい環境の整備 読書活動の推進 次代を担う子どもの健全育成 学校教育等の環境の整備 家庭や地域の教育力の向上 思春期と学童期のからだところの健康づくり 困りごとを抱える児童・生徒への対応の充実 子どものための生活空間の整備 安全・安心なまちづくりの推進	4 施策の体系 P32 こどもの権利の普及促進と意見の聴取と反映 こどもの権利擁護と安心な環境づくり 妊娠出産から子育ての切れ目のない支援の充実 子育て家庭への支援の充実 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 乳幼児期の保育・教育の充実 地域で子どもや子育て家庭を支える環境づくり 安全で生活しやすい環境づくり こどもの貧困解消の取り組みの推進 障がいや発達に心配のあるこどもと医療的ケア児への支援 ひとり親家庭への自立支援の推進 次世代を担う子ども・若者が健全に育つ環境づくり 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	別紙、対象図参照

	第2期えにわっこ☆すこやかプラン【現行】 令和2年度～令和6年度(5年間)	第3期えにわっこ☆すこやかプラン【骨子案】 令和7年度～令和11年度(5年間)	備考
第5章	1 人口フレーム P118～	1 人口フレーム P34～	レイアウト等の変更はあるが、考え方等については第2期計画と同様
		グラフ等の新規追加	
	4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 P125	4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 P43	子ども・子育て支援法の改正による事業の増 新規追加事業については個別事業ごとに説明
	(1)利用者支援事業 (2)延長保育事業 (3)放課後児童健全育成事業 (4)子育て短期支援事業 (5)地域子育て支援拠点事業 (6)一時預かり事業 (7)病児保育事業 (8)ファミリー・サポート・センター事業 (9)妊婦健康診査 (10)乳児家庭全戸訪問事業 (11)養育支援訪問事業 (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	(1)利用者支援事業 (2)延長保育事業 (3)放課後児童健全育成事業 (4)子育て短期支援事業 (5)地域子育て支援拠点事業 (6)一時預かり事業 (7)病児保育事業 (8)ファミリー・サポート・センター事業 (9)妊婦健康診査 (10)乳児家庭全戸訪問事業 (11)養育支援訪問事業 (12)子育て世帯訪問支援事業 (13)児童育成支援拠点事業 (14)親子関係形成支援事業 (15)妊婦等包括相談支援事業 (16)乳児等通園支援事業 (17)産後ケア事業	
第6章	1 計画の推進体制 P134	1 計画の推進体制 P54	こども基本法第11条及び「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき進める
	なし	(4)こども・若者の意見反映 こども大綱では、子ども施策を推進するために必要な事項として「子ども・若者の社会参画・意見反映」を据え、子ども・若者ととともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。 本計画の実施・評価に際して、子ども・若者の意見を聴く様々な機会を設定し、反映させていく必要があると考えます。	